

事業名：学校等施設開放事業



Q1 この事業は、誰のために、何をしていますか？

広く市民に対し、スポーツ利用のために小学校および中学校の体育館や運動場の貸出をする事業です。
スポーツ活動を通じた市民の健康増進や、スポーツクラブ等の育成を目的としています。



Q2 この事業に、私たちの税金がどのように使われていますか？

貸出の管理をする指導員（鍵開け等）への謝礼金や、体育館や運動場の照明電気代、修繕に使われています。



Q3 この事業が行われることによるメリットは？

市民が身近な地域でスポーツをする場を提供しています。



Q4 この事業はいつから始まり、また、見直しなどを行いましたか？

平成 17 年 3 月の三原市の合併前より、各地域で学校施設の開放を実施しています。
近年では、令和 5 年 5 月に規則を見直ししました。平日の利用時間を学校運営上支障のない範囲で 18 時からとっていた開始時間を 17 時からに改正して利用者の利便性を向上しました。



事業シート（概要説明書）

予算事業名	学校等施設開放事業		事業開始年度	2005年度																												
上位施策事業名	2-2-4 スポーツの振興		担当局・部名	教育部																												
根拠法令等	三原市立学校等施設の開放に関する規則		担当課・係名	教育振興課																												
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務		作成責任者	恩地																												
実施の背景	<p>・スポーツ又は文化を通じて豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であり、市民の自発的な興味、関心に対し、安全かつ公正に活動できる場の確保が求められている。</p> <p>・学校施設が地域住民の最も身近な活動の場として、学校施設を一層気軽に利用できるようにしていくことが求められている。</p> <p>・スポーツ基本法において「学校設置者は、学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない」旨が規定されている。</p>																															
目的 (何のために)	<p>「学校施設開放事業」とは学校教育に支障のない範囲で学校施設(屋内運動場等)を開放して、地域住民の方に文化、芸術、スポーツ又はレクリエーション関係団体へ学習の場を提供している事業である。スポーツ活動等を通じて、地域住民の方々の健康増進やコミュニティづくりを推進することを目的としている。</p>																															
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	<p>小学校(17校)及び中学校(8校)の屋内運動場、屋外運動場、武道場について学校体育施設利用登録団体に開放する。(市内に居住又は勤務している者で構成する青少年団体及び青少年健全育成関係団体、並びに文化、芸術、スポーツ又はレクリエーション関係団体(※三原市立学校等施設の開放に関する規則に定義) ・登録団体184団体(R6.7.18現在)【別紙1】</p>			対象者数(全住民に対する割合)																											
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施(直営) <input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理 (委託先又は指定管理者:) <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕(補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()																														
	事業内容 (手段、手法など)	事業内容(箇条書き)	事業費	活動指標																												
	関連事業 (同一目的事業等)																															
	事業費	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="2">2024 年度(予算)</td> <td colspan="2">2023 年度(決算見込)</td> <td colspan="2">2022 年度(決算)</td> <td colspan="2">2021 年度(決算)</td> </tr> <tr> <td>事業費合計</td> <td colspan="2">2,455千円</td> <td colspan="2">4,694千円</td> <td colspan="2">4,407千円</td> <td colspan="2">2,862千円</td> </tr> <tr> <td>事業費内訳 (2023年度分)</td> <td colspan="8"> 学校体育施設開放事業管理指導員謝金 3,566千円 印刷資本費(利用申請書、納入通知書) 22千円 電気使用料 1,019千円 修繕費 87千円 </td> </tr> </table>						2024 年度(予算)		2023 年度(決算見込)		2022 年度(決算)		2021 年度(決算)		事業費合計	2,455千円		4,694千円		4,407千円		2,862千円		事業費内訳 (2023年度分)	学校体育施設開放事業管理指導員謝金 3,566千円 印刷資本費(利用申請書、納入通知書) 22千円 電気使用料 1,019千円 修繕費 87千円						
	2024 年度(予算)		2023 年度(決算見込)		2022 年度(決算)		2021 年度(決算)																									
事業費合計	2,455千円		4,694千円		4,407千円		2,862千円																									
事業費内訳 (2023年度分)	学校体育施設開放事業管理指導員謝金 3,566千円 印刷資本費(利用申請書、納入通知書) 22千円 電気使用料 1,019千円 修繕費 87千円																															
人件費	担当正職員	0.25人	1,500千円	0.25人	1,500千円	0.25人	1,500千円	0.25人	1,500千円																							
	臨時職員等																															
	人件費合計	0.25人	1,500千円	0.25人	1,500千円	0.25人	1,500千円	0.25人	1,500千円																							
	総事業費	3,955千円		6,194千円		5,907千円		4,362千円																								
財源内訳	国県補助金	0千円		0千円		0千円		0千円																								
		国県補助金の内容																														
	地方債	0千円		0千円		0千円		0千円																								
	その他の財源 (使用料、手数料など)	2,455千円		4,694千円		4,407千円		2,862千円																								
		その他の財源の内容 照明電気代																														
	一般財源	1,500千円		1,500千円		1,500千円		1,500千円																								
	財源合計	3,955千円		6,194千円		5,907千円		4,362千円																								

事業シート（概要説明書）

予算事業名		学校等施設開放事業			事業開始年度		2005年度	
事業実績	活動実績	【活動指標名】（実績値/目標値）	単位	2023 年度	2022 年度	2021 年度		
		学校体育施設利用回数（屋内運動場）	回	【別紙2】				
		学校体育施設利用回数（屋外運動場）	回	【 " 】				
	学校体育施設利用回数（武道場）	回	【 " 】					
単位当たりコスト	/							
事業成果	成果目標 (指標設定理由等)	学校体育施設利用団体登録数（利用団体登録期間（3年間）の登録総数の増減）						
	成果 (目標達成状況)	【成果指標名】（実績値/目標値）	単位	2023 年度	2022 年度	2021 年度		
		学校体育施設利用登録団体数	回	【別紙1】				
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)		<p>〔自己評価・課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設利用団体登録の手続きは、市役所（本庁）へ来庁し登録申請書の提出が必要としており、電子申請等のデジタル化の検討が必要である。 学校開放における体育館等の解錠施設は管理指導員が行うが、今年度（R6年度）から、一部の施設（14/25校※避難所開設時に優先開設する施設）について設置されたスマートロック（暗証番号による解錠）で、利用団体が開錠施設するように移行し、管理指導員謝金の削減を図ったが、11施設が未設置である。 施設の利用申請書の提出（施設の空き状況の確認を含む）及び照明料の納付等の手続き【別紙3】について、利便性の向上を図る必要がある。 <p>〔方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校等施設開放事業における一連の手続きについて、インターネット（kintone等）を活用した手続きを検討する。 ※令和6年度中に、団体登録、利用申請書の提出（施設の空き状況の確認を含む）はデジタル化の予定。 令和6年度に未設置の体育館について、スマートロックの設置等を行う。 						
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)		<p>(尾道市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校施設の使用を許可している。（尾道市学校施設等使用条例） 鍵の管理は、学校の近くの人に鍵を預けており、利用者が鍵をその家に取りに行き開錠閉錠して、利用後に返却をしている。 <p>(東広島市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校体育施設の開放を行っている。（広島市立小・中学校体育施設の開放に関する規則） 鍵の管理、設置した暗証番号式の鍵ボックスから、利用者が鍵を取り出して開錠閉錠している。 						
特記事項								

学校体育施設開放事業

登録団体数(種目別) ※3年ごとに登録を更新。R4からの登録団体数はR6.7.18現在

種目	登録団体数 (H28～H30)	登録団体数 (H31～R3)	登録団体数 (R4～)
バレーボール	36	37	38
ビーチボールバレー	27	38	29
バスケットボール	26	25	23
ソフトボール	21	16	19
野球	18	23	18
空手	6	7	10
サッカー	5	9	9
その他(「スポーツ活動」等)	37	24	10
フットサル	9	7	6
バドミントン	4	5	4
グラウンドゴルフ	0	3	3
ダンス等	2	0	3
合気道	1	2	2
卓球	3	3	2
剣道	1	1	1
柔道	1	2	1
新体操	1	1	1
セパタクロー	0	1	1
太極拳	0	1	1
体操	1	1	1
バトントワリング	2	2	1
陸上競技	0	0	1
計	201	208	184

令和5年度 学校体育施設利用状況

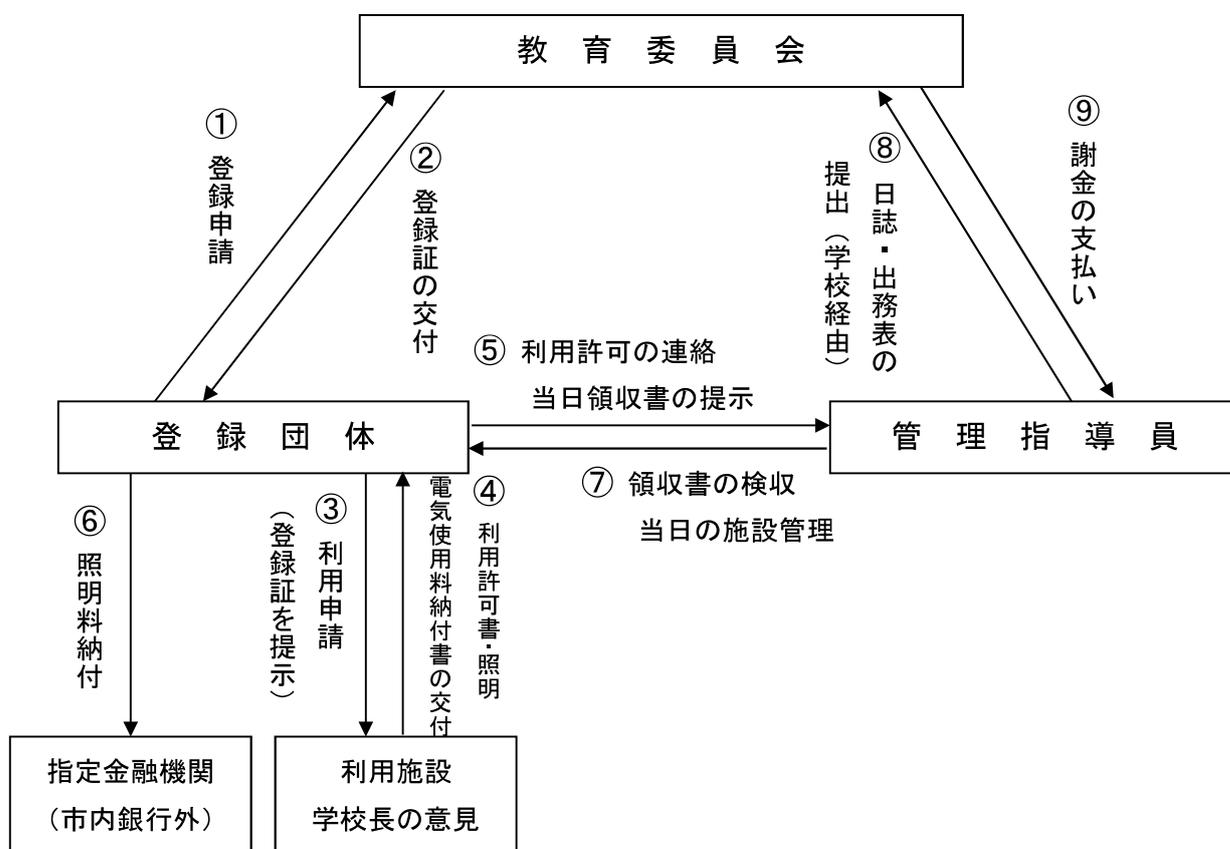
参考

区分	校名	4月			5月			6月			7月			8月			9月		
		格技	屋内	計	格技	屋内	計	格技	屋内	計	格技	屋内	計	格技	屋内	計	格技	屋内	計
小	1 三原小	0	1	1	4	28	32	23	24	47	28	22	50	30	17	47	33	2	35
	2 糸崎小	0	4	4	0	5	5	0	7	7	0	7	7	0	7	7	0	7	7
	3 木原小	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4 中之町小	0	16	16	0	19	19	0	23	23	1	19	20	0	18	18	0	14	14
	5 西野浦小	30	5	35	26	32	58	29	24	53	31	25	56	16	21	37	17	25	42
	6 田沼小	0	5	5	0	40	40	6	48	54	4	39	43	4	38	42	5	44	49
	7 須波小	0	0	0	0	4	4	0	5	5	0	6	6	0	7	7	0	7	7
	8 深田小	0	0	0	1	9	10	0	8	8	0	6	6	4	4	4	0	1	1
学	10 沼田北小	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	4	4	0	6	6	0	8	8
	11 沼田東小	3	0	3	16	24	40	16	24	40	9	27	36	10	23	33	20	25	45
	14 沼田西小	0	2	2	0	3	3	0	1	1	1	11	11	0	8	8	0	11	11
	15 小泉小	0	0	0	0	6	6	0	4	4	0	4	4	0	4	4	0	4	4
	17 幸崎小	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	18 鷹浦小	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	19 旧船木小	9	0	9	7	11	7	7	11	11	7	11	11	12	12	12	13	13	13
	20 本郷小	0	0	0	0	9	9	0	10	10	0	13	13	0	13	13	0	12	12
中	21 本郷西小	0	1	1	3	18	21	3	18	21	11	18	29	0	13	13	5	12	17
	小計	42	40	82	38	203	241	84	205	289	95	205	300	72	183	255	93	176	269
	1 第一中	0	7	7	0	22	22	0	26	26	0	22	22	0	21	21	0	24	24
	2 第二中	0	0	0	5	15	15	0	26	44	15	0	24	39	17	0	24	0	24
	3 第三中	0	2	2	0	19	20	18	22	40	5	13	27	45	3	19	23	45	14
	4 第四中	0	6	6	0	7	16	10	8	18	12	0	7	19	12	0	7	19	13
	5 第五中	0	0	0	0	9	9	0	16	16	0	17	17	0	0	16	16	0	28
	6 幸崎中	0	0	0	7	3	10	3	6	9	3	4	7	4	5	9	3	4	7
校	7 宮浦中	0	2	2	0	11	11	0	12	12	0	13	13	0	10	10	0	16	16
	8 本郷中	6	0	6	6	15	21	22	0	24	46	27	0	31	58	21	0	35	56
	小計	11	0	11	28	39	67	21	140	211	59	145	220	53	23	138	214	68	20
	合計	11	42	53	64	320	423	50	105	345	500	59	111	350	520	53	321	469	68

区分	校名	10月			11月			12月			1月			2月			3月			累計			
		格技	屋内	計	格技	屋内	計	格技	屋内	計	格技	屋内	計										
小	1 三原小	29	9	38	25	21	46	25	0	25	26	10	36	24	18	42	30	0	30	277	182	429	
	2 糸崎小	0	4	4	0	9	9	0	14	14	0	13	13	0	12	12	0	4	4	93	93	93	
	3 木原小	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	24	25	
	4 中之町小	0	21	21	0	3	3	0	19	19	0	19	19	10	18	28	14	7	21	25	196	221	
	5 西野浦小	32	22	54	32	10	42	28	21	49	23	16	39	31	17	48	31	5	36	326	223	549	
	6 田沼小	6	24	30	3	19	22	0	39	48	6	34	40	8	38	46	5	8	13	56	376	432	
	7 須波小	0	11	11	0	5	5	0	10	10	0	10	10	0	11	11	0	2	2	2	78	78	
	8 深田小	0	7	7	0	5	5	0	5	5	0	4	4	0	4	4	0	4	4	1	55	56	
学	10 沼田北小	0	6	6	0	8	8	0	2	2	0	2	2	0	3	3	0	1	1	1	60	60	
	11 沼田東小	0	4	4	0	3	3	0	3	3	0	4	4	0	3	3	0	2	2	3	34	34	
	13 沼田西小	16	27	43	16	27	43	12	17	29	13	14	27	10	25	35	12	4	16	143	284	377	
	14 沼田西小	0	8	8	0	10	10	0	9	9	0	12	12	0	8	8	0	5	5	88	88	88	
	15 小泉小	0	4	4	0	3	3	0	4	4	0	9	9	0	4	4	0	1	1	4	47	47	
	17 幸崎小	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	18 鷹浦小	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	19 旧船木小	9	4	13	4	4	8	3	3	3	2	2	2	6	6	6	6	6	6	83	83	83	
校	20 本郷小	0	18	18	0	6	6	0	17	17	0	16	16	0	13	13	0	4	4	22	143	165	
	小計	3	9	12	80	138	218	77	172	249	70	183	253	90	202	292	98	53	151	934	1934	2868	
	1 第一中	0	9	9	0	22	22	0	20	20	0	22	22	0	23	23	0	14	14	232	232	232	
	2 第二中	19	0	19	2	27	49	18	0	22	40	21	0	21	42	19	0	24	43	206	2	258	466
	3 第三中	13	21	34	58	12	24	57	9	17	21	47	6	14	23	43	8	23	21	52	79	212	250
	4 第四中	9	0	9	16	5	0	6	11	1	0	6	7	6	0	8	14	12	0	9	21	88	182
	5 第五中	0	25	25	0	28	28	0	24	24	0	23	23	0	27	27	0	26	26	94	239	239	
	6 幸崎中	3	2	5	2	6	8	0	4	4	0	5	5	0	5	5	3	3	6	28	47	75	
校	7 宮浦中	0	0	0	0	9	9	0	1	1	0	15	15	0	11	11	0	0	0	1	146	147	
	8 本郷中	21	0	21	48	26	0	25	51	4	0	45	49	19	0	34	53	19	0	26	45	23	
	小計	62	24	129	215	63	28	147	36	18	153	207	47	14	149	210	52	23	145	220	603	243	
	合計	62	119	303	484	63	108	285	36	95	325	456	47	84	332	463	52	113	347	512	603	1177	

正確な記録が無いため不明なもの

三原市立学校体育施設利用申請許可の方法



1. 教育委員会で学校等施設利用団体登録申請し (①), 登録証の交付を受ける。(②)
2. 利用の3カ月前から1週間前までに直接学校へ登録証を提示し利用申請する (③)。利用許可書・照明電気使用料納付書の交付を受ける (④)。学校での利用申請受付時間は、平日の午前9時から午後4時まで。
3. 許可のあった場合、団体は管理指導員に連絡して当日の管理の依頼をし (⑤), 前日までに照明電気使用料を市内金融機関で納付する。(⑥)
4. 利用当日、管理指導員に利用許可書を渡し、照明電気使用料の領収書を提示し、料金が納付済であることの検収を受ける。(⑦)

※団体の都合によるキャンセルの場合、使用料の返金はありません。ただし学校行事等による場合は、この限りではありません。

※キャンセルの場合は、団体から管理指導員へ直接連絡するよう伝えてください。

《開放日時について》

- 1 平日は17時から21時まで(屋内運動場は21時30分まで)
- 2 平日の開放時間はおおむね2時間以上3時間までを目安とする
- 3 土・日・祝日・その他休校日は9時から21時まで(屋内運動場は21時30分まで)